

【総合支援契約書（AI 共鳴思考モデル × エージェント支援 × 出版）】

— 総合アーティスト支援契約（雛形）

アーティスト（氏名）（以下「甲」という）と、構造設計者（氏名・屋号・法人名等）（以下「乙」という）は、甲の創作活動・作品流通・文脈構築・出版物制作に関し、以下のとおり総合契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、乙が **AI 共鳴思考モデル** を用いて、甲の創作活動に関する

- ・ 文脈構築
- ・ 言語化・ステートメント編集
- ・ 展示・販売・ギャラリー連携
- ・ 市場戦略支援
- ・ 出版物（KDP）の編集・構成
- ・ PR 導線および契約安全性の補助

を包括的に支援し、甲乙双方が持続可能な協働関係（**共鳴的パートナーシップ**）を構築することを目的とする。

第2条（支援業務の範囲：エージェント＋出版の統合）

【1 | 作品流通・販売支援】

- (1) ギャラリー・企業・コレクターとの販売調整
- (2) 価格相談および販売条件に関する助言
- (3) 委託販売契約の確認

【2 | 展示・イベント支援】

- (1) 展示計画・日程調整
- (2) 展示コンセプト・演出の助言
- (3) ギャラリー契約書のレビュー

【3 | 文脈構築・言語化支援（AI 共鳴思考モデル）】

- (1) ステートメント・思想の構造化
- (2) シリーズ作品の文脈整理
- (3) 展示コンセプトの翻訳（非言語→言語）
- (4) SNS での“誤読されない言葉”の設計
- (5) 作品タイトル・解説文の編集
- (6) 思想進化に伴う文章の改訂

【4 | 出版支援（KDP 出版）】

- (1) 画集・作品集・エッセイ・対談本等の編集・構成
- (2) KDP 登録、版面調整、表紙デザイン案
- (3) 文章校正・思想翻訳・序文／解説制作
- (4) 出版物の PR・販売導線の整備

第 3 条（出版物の範囲）

本契約における出版物とは、

- 画集
- 写真集
- 作品集
- エッセイ／対談集
- 展示記録集
- その他、甲の創作を基にした書籍

をいい、電子書籍およびペーパーバックの双方を含む。

第 4 条（著作権：共同著作物）

1. 出版物に関する編集著作権は、**甲乙の共同著作物**とする。
2. 各原作品（絵画・写真・文章等）の著作権は甲に帰属する。
3. 乙が編集過程で生成した文章・構成物も共同著作物として扱う。
4. 甲乙は互いに、出版物を合理的範囲で利用する権利を持つ。

第 5 条（印税・収益配分）

KDP より支払われる印税は、以下のいずれかの分配モデルに従う。

（契約締結時に明記する）

【A）標準モデル】

甲：●● %

乙：○○ %

【B）ギャラリー連携モデル】

甲：◆◆ %

乙：◇◇ %

ギャラリー：□□ %

（※割合は契約書に数字を記入する）

第 6 条（販売手数料：エージェント収益）

乙の関与により作品が販売された場合、販売額（税込）の ○% を乙に支払う。

第7条（固定報酬：任意）

継続的な戦略支援・文脈構築・出版準備を行う場合、甲は乙に月額 ○円 を支払うことができる。

第8条（非独占性）

甲は本契約期間中、他のギャラリー・支援者・エージェントと併存して活動することができる。

ただし、乙が関与した案件に関する成果報酬／印税配分は本契約に従うものとする。

第9条（契約期間）

契約期間は 1 年間 とし、1 か月前に異議がなければ 自動更新（1 年） する。

第10条（費用負担）

- 取材・対談・移動・宿泊等の実費は事前合意の上、甲が負担する。
- 出版物制作に必要な編集・構成・AI 処理等の基本費用は乙が負担する。
- 広告費は甲乙協議の上で決定する。

第11条（責任範囲）

乙は善管注意義務をもって業務を行うが、作品販売・展示獲得・メディア露出・出版売上など成果を保証するものではない。

第12条（契約終了後）

出版物の販売は継続でき、印税分配は本契約と同一割合で行う。

第13条（秘密保持）

本契約に関連して知り得た情報を、双方は第三者に漏洩してはならない。

第14条（紛争解決）

甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄とする。

署名欄

甲（アーティスト）

乙（構造設計者・エージェント）

署名：_____

署名：_____

住所：_____

住所：_____

日付：____年____月____日